

3月15日

申告期限



### 所得税及び復興特別所得税の確定申告 町・道民税の申告

☎ 役場税務課 課税グループ	☎ 01456-2-6184
総合支所地域住民課 総務・税務・住民G	☎ 01457-6-2001
苫小牧税務署（自動音声でご案内します）	☎ 0144-32-3165

#### 所得税及び復興特別所得税の還付申告の相談

下記の日程で還付申告の相談を行います。給与や年金から所得税等が源泉徴収されている方は、申告により還付されることがあります。

医療費控除などの各種控除がある方は、必要書類などを用意し会場にお越しください。

会場	期間 (土曜・日曜・祝日を除く)	受付時間
苫小牧市労働福祉センター (苫小牧市末広町1丁目15番7号)	2月16日(金)～3月15日(金)	午前9時～午後4時
役場税務課	1月16日(火)～3月15日(金)	
総合支所地域住民課		

#### 所得税及び復興特別所得税の確定申告相談、町・道民税の申告受付

下記の日程で申告の相談・受付を行いますので、必要書類などを用意し会場にお越しください。

会場	期間 (土曜・日曜・祝日を除く)	受付時間
富川公会堂 講堂（1階）	2月16日(金)～2月29日(木)	午前9時～午後4時
役場厚賀出張所 会議室（1階）	3月4日(月)～3月6日(水)	
役場本庁舎 大会議室（2階）	2月16日(金)～3月15日(金)	
総合支所 町民相談室（1階）		

- ・事業所得等により申告が必要な方で町が把握している場合は、別途日程をご案内します。
- ・町・道民税の申告は、「所得税等の確定申告」を行った方や職場で年末調整をされた給与収入のみの方は不要です。

#### 青色申告の方、譲渡所得（株式・土地・家屋等）がある方

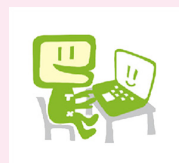
青色申告の方、譲渡所得（株式・土地・家屋等）がある方、その他特殊な申告は、直接下記の申告会場にて受付けするか、苫小牧税務署へ申告書を提出してください。

申告会場：苫小牧市労働福祉センター（苫小牧市末広町1丁目15番7号）

#### 申告期間中の混雑緩和にご協力ください

例年、申告会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があります。還付申告の対象の方については、1月16日から申告相談を受付けています。

また、電子申告や郵送で申告するなど、混雑緩和へのご協力をお願いします。



申告の際に必要なもの

1	本人名義の口座番号がわかるもの
2	本人確認（個人番号及び身元確認）書類 ・マイナンバーカード （マイナンバーカードがない方） ・通知カード及び運転免許証など
3	給与・公的年金の源泉徴収票
4	国民年金・国民健康保険税等の支払証明書 または領収書
5	生命保険料・地震保険料等の控除証明書

6	【医療費控除を受ける方】 医療費控除の明細書など ※申告の注意事項をご確認ください
7	【障害者控除を受ける方】 障害者手帳など障害の程度のわかるもの
8	【寄附金控除を受ける方】 寄附金受領証明書など
9	【新たに住宅借入金等特別控除を受ける方】 ・建物や土地の登記事項証明書 ・取得価格のわかる契約書（写し） ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

・「確定申告のお知らせ」はがき（または封書）が送付されている方はお持ちください

役場の申告会場で確定申告書を提出された場合などは、税務署より確定申告書用紙に代わり、「確定申告のお知らせ」はがきが送付されています。確定申告書用紙等が必要な方は役場税務課または総合支所地域住民課までご連絡ください。

申告の注意事項

・医療費控除について

医療費控除の申告をする場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。申告の際には事前に医療を受けた人、病院等ごとに計算し、明細書を作成してください。（医療費の領収書は添付不要です。）

また、「医療費通知」（医療費のお知らせなど）を添付することで、「医療費控除の明細書」への記入が省略できます。

・確定申告期における所得税納税証明書等の交付について

確定申告書を提出後、税務署において所得税納税証明書等を交付請求された場合、申告書の処理状況によっては即日交付できない場合があります。早急に納税証明書が必要な方は、確定申告書の提出と同時に税務署へ納税証明書の交付請求をされるようお願いします。

・確定申告書の控えについて

確定申告書の控えに税務署の受付印をもらうことにより、正式な所得の証明書類として利用できます。確定申告書の控えに税務署の受付印が押さ

れたものが必要な場合は、返信用封筒と切手が必要です。申告相談の際にご持参ください。

・未申告の場合

申告の必要の方が申告をしなかった場合、国民健康保険税の軽減措置が適用されない、高額療養費の自己負担限度額が高くなる、国民年金の免除申請ができない、といった不利益が生じる場合があります。

また、未申告のままでは所得証明書などを発行することはできません。

公的年金等を受給されている方について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告をする必要がありません。

ただし、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、次に該当する方は町・道民税の申告が必要な場合があります。

- ・「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・公的年金などに係る雑所得以外の所得がある場合

給与支払報告書の提出について

令和6年1月1日現在、従業員が居住する市町村ごとに総括表を添えて提出してください。

提出期限は1月31日となっておりますが、お早めに提出願います。

なお、給与支払報告書の提出は、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用して、インターネットを通じて行うことができますのでご利用ください